



けることが必要となる。

なお、X社従業員等以外の運転役務の提供を行う第三者が、本事業のレンタカーを手配し、顧客を目的地まで有償で運送する場合も運転役務の提供を行う第三者による一般旅客自動車運送事業類似行為に該当し、運転役務の提供を行う第三者が道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けることが必要な行為となる。